

平成22年度 第2回 芦屋市環境審議会 会議録

日 時	平成23年2月10日(木) 10:00~12:00
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長：盛岡 通 副会長：立花 暁夫 委 員：北村 勝美, 幣原 みや, 高橋 卓志, 竹内 恵子, 津久井 進, 徳田 直彦, 山崎 古都子, 伊藤 明子(欠席), 城 邦子(欠席), 林まゆみ(欠席)</p> <p>事務局：戸島技監, 谷崎都市環境部長, 砂田都市計画担当部長 下岡公園緑地課長, 林都市計画課長, 東まちづくり担当課長, 津村環境課長, 森位環境課課長補佐, 萩原環境課課長補佐, 鹿島都市計画課主査, 柴田都市計画課技師</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

I 議題

<諮問事項>

- ・ 緑の保全地区の指定について
- ・ その他

II 内容

1 開会

○津村課長：ただ今から、芦屋市環境審議会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、従前の会議でご説明申し上げましたとおり、緑の保全地区の指定に関しまして諮問をさせていただくものでございます。盛岡会長様のお席のほうには諮問書の正本を、各委員様のお手元にはその写しを配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、市長が公務のため欠席させていただいておりますので、戸島技監のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

2 技監挨拶

○戸島技監：おはようございます。技監の戸島でございます。本日はお忙しい中、環境審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また平素は環境行政のみならず、市政全般にわたりご指導とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は3地区の緑の保全地区の指定について諮問をお願いしたいと考えております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 委員出席状況の報告

○津村課長：では、会議の進行につきまして会長様のほうでよろしくお願いいたします。

○盛岡会長：はい。最初に審議会としての定則数を満たしているかということについて確認をお願いします。

○津村課長：委員定数12名のところ、9名のかたにご出席をいただいております。会議は成立しております。なお、本日は、伊藤委員、城委員、林委員がご欠席でございます。

また幣原委員につきましては、公務のため11時でご退席をされるということで、よろしくお願いいたします。

(2) 署名委員の指名等

○津村課長：署名委員につきましては、名簿の五十音順に2名のかたにお願いすることになっております。今回は北村委員様と幣原委員様にお願いをいたしました。

今回、順番では、伊藤委員様と城委員様になりますが、お2人ともご欠席ですので、その次は、高橋委員様と竹内委員様ということになります。いかがでしょうか。

○盛岡会長：では、高橋委員様と竹内委員様のほうでお引き受けいただけますか。

(両委員同意)ありがとうございます。ではよろしくお願いいたします。

それから、この会は原則公開ということですが、本日傍聴のかたはおられますか。

○津村課長：今のところ傍聴のかたはおられません。なお、今、会長様が言われたように、この審議会の内容は公開されますので、会議録につきましては、発言者のお名前が入った形で公開させていただきますこととなります。よろしくお願いいたします。

○盛岡会長：わかりました。

(3) 議題

<諮問事項>

○盛岡会長：今、3地区の緑の保全地区の指定についての諮問をいただきました。それを我々がこれから審議するにあたり、最初に審議の期限について確認をさせていただきます。いつまでに答申をという事務局からのご希望がありますか。

○東主幹：附帯事項等がなければ今日付けでご答申いただければありがたいですが、特にいつまででないという期限はございません。

○盛岡会長：では、それは審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思っております。

それでは資料に関する説明をまずお聞きして、順次検討をすすめてまいります。今回対象地区は3地区ありますが、基本的な枠組みや手続きは共通するものですので、最初に事務局のほうから一括で説明をお願いします。説明の際には、緑の保全地区の条例上の位置付けなどにも若干触れていただいたうえで、それぞれの地区の特性、意見書の中身などをご説明ください。それをお

聞きした後に審議に入りたいと思います。ではお願いします。

- 東主幹：はい。これは前回、平成22年11月の審議会です。事前の説明をさせていただいたものについて、今回諮問させていただくものでございます。

緑の保全地区の指定につきましては、「緑の基本計画」の中の「早期に取り組む施策」の1つとして位置づけられているもので、第1弾として、平成21年5月に、岩園町地区、浜芦屋町・松浜町地区の2地区について、指定に当たっての諮問をさせていただきました。今回はそれに続く第2弾として、当初3カ年をかけて指定していこうとしていたものでございますが、今年度、一気に残りの部分を指定しようとするものです。

指定対象は、建蔽率が40%・容積率が80%の第1種低層住居専用地域で、第3種風致地区がかかっている場所、すなわち既に緑化に関する規制のあるところを除いた、建蔽率40%の第1種住居専用地域について、緑の保全地区に指定できたらということで、アンケートもさせていただき、前回事前のご説明をさせていただいたところです。

昨年12月2日から16日の間、案の縦覧を行い、一定の意見書の提出がございましたので、それに対する市の考え方とともに、緑の保全地区全体の概略について、再度担当のほうからご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

- 柴田技師：事前にお配りしている資料1をご覧ください。なお、資料の中の計画書案は前回の環境審議会です。説明をいたしました計画書案と同じものです。では、簡単に計画書の内容について説明させていただきます。

資料の1ページの計画書の下段の指定理由にもありますように、緑の保全地区は「まちの美観風致上その緑の環境を特に保全することが必要な地区」として風致地区に隣接する住宅地、緑ゆたかな地区を緑の保全地区に指定しようとするものです。

全体の位置は資料の7ページ的位置図をご覧ください。今回指定を予定している地区は三条町、山芦屋町の各一部からなる山手西地区、山手町、東芦屋町、東山町の各一部からなる山手東地区、朝日ヶ丘町の一部からなる朝日ヶ丘町地区の3地区になります。

緑化基準は3地区とも同じ基準を考えております。資料の1ページの計画書にありますように緑化基準として緑化率と植栽基準を定めております。

緑地面積の敷地面積に対する割合は敷地規模に応じて定めており、敷地規模が500㎡以上の敷地は20%以上、敷地規模が500㎡未満170㎡以上の場合は15%以上、敷地規模が170㎡未満100㎡以上の場合は10%以上としております。

緑地に植栽する樹木の基準としては定められた緑地面積10㎡あたり6本以上とし、そのうち高木が最低1本、又は中木を最低2本植える、とするものです。また、既存の樹木は出来るだけ残すよう計画すること、既存樹木で幹周り1m以上の樹木または植栽時の樹高が5mを超える樹木は1本につき高木2本とみなすこととしております。以上が計画書の内容になります。

続きまして縦覧結果を報告させていただきます。前回の環境審議会後に縦覧を行っており資料の8ページにその結果をまとめております。縦覧期間は平成22年12月2日から12月16日までの2週間、場所は都市計画課で行っております。

縦覧者は山手東地区緑の保全地区では2名、山手西地区緑の保全地区では1名、朝日ヶ丘町地区緑の保全地区では0名の合計3名となっております。

意見書の提出状況は山手東地区では1通、山手西地区では3通、朝日ヶ丘町地区では2通の合

計6通となっております。意見書の内容と市の考えについて次のページから載せております。

山手東地区緑の保全地区に係る意見書は資料9ページに記載しておりますように3点について意見を述べられております。読み上げますと

1つ目に 緑ゆたかな閑静な住宅地が形成されている地域の優れた環境を保全するという基本理念は大変崇高なものであり、その趣旨に異論はありません。

2つ目としては ただ緑化基準等が設けられ、土地・建物所有者に一定の規制制限を課せられることとなりますので、実施にあたっては一定の配慮を十分検討いただきたい。

3つ目として 具体的には資金を一定保有されている方々は別にして、年金暮らしの方々や低所得者の方々、失職・離職されている方々にとっては、新たな植栽の費用負担は大きいものとなりますので、これらの対象者には樹木植栽の助成制度の新設・拡充が不可欠ではないかと思えますし、芦屋市が音頭取りをしていただいて低廉な価格での「植木市」の開催などの施策を実施していただくにより実効性のある緑の保全のまちづくりを推進できるのではないかと思えますので、よろしくご検討の程お願いいたします。市民参画をより促す制度にしていただきたいと思います。

以上の意見内容となっております。

また助成に関する意見として山手西地区緑の保全地区に該当する方からも意見をいただいております。資料の11ページ意見者Dの方から

「現在の庭の維持管理にかかる費用の負担が高い。一方庭の樹木を少なくすれば、植木屋への支払いは少なくなるかもしれないが緑は少なくなる。本日は樹齢70～80年の木を一本切ったがクレーン車を使い、費用も高かった。緑を維持する為、助成のような応援をいただけないか。」という意見をいただいております。またその当日及び翌日に窓口と電話によりまして、

「庭の木の維持費を抑えるためにやむなく高木を切りました。初期投資についての助成も必要だが、維持費についての助成の方が緑を守っていく上では必要ではないか。時間をかけて育てる緑を維持することが困難になることもあります。維持管理が負担にならないような支援策を考えて欲しい。」

と意見をいただいております。これらの意見につきましては

市民が緑化を推進していくための支援については市民からの要望も多く、支援の必要性を認識しておりまして、緑の基本計画においても「緑化助成による緑化の推進」の施策を実施しております。このことから市民等が緑化を推進していけるよう助成制度を拡充することで対応したいと考えております。

また、現在、保全を図る必要がある樹木や樹林については所有者の理解を得て、保護樹や保護樹林に指定し、指定された樹木等については維持管理のための助成を行っています。樹木の維持の支援としてこの制度の活用を促していきたいと考えています。

また、花とみどりいっぱいのまちづくりを、市民・事業者・行政が協働で推進していくことは緑の基本計画の理念としていることから、市民参画をより促すまちづくりを図っていきたくと考えております。

資料10ページに山手西地区緑の保全地区に係る意見書を記載しております。

1人目の方からは、

「緑地率に対しては賛成ですが、植栽の樹木の本数、高さ等を決めるのには反対です。(どの様な

木を植えるかは個人の自由に任せるものだと思います。）」

という意見をいただいております。この意見につきましては

建築行為などの完成時には一定の緑の修景が形成できている必要があると考え、案の基準として緑地率のみではなく、緑地10㎡につき植栽6本以上、その内、高木を1本又は中木を2本以上植樹するものとしております。

全て苗木で植樹されると長い年月が経てば高木にもなりえますが、当初の段階から一定の緑量は確保できないため建築行為時に一定規模以上の樹木を植樹し、将来的にも一定の緑を継続的に保つことが確保されるよう緑化基準を設けるべきと考えております。

また、緑の基本計画に10年後の緑の目標量が定められていますが、建築物の完成時から一定の緑量を確保することが緑量の増加につながり目標値の達成にも寄与するものと考えております。

植栽基準では高木がそぐわない敷地であれば中木と低木のみで植樹することも可能としていることから、全体的な植栽計画の中で樹種の選択ができる基準となっており、各個人の趣向が制限されるということはないと考えます。

2人目の方からは

「指定理由に「緑ゆたかな優れた環境を保全するため」とありますが、そのためには海、山、を含めた全景のバランスが必要と考えます。保全地区を設定しても、境界近くに高層建築物が建設されると、バランスがくずれ、環境を阻害します。よって指定地区との境界近辺での高層建築物の建設等環境を阻害する行為を禁止する必要があると考えます。御検討下さい。」

という意見書をいただいております。この意見につきましては

緑の保全地区は緑化のための基準を定めることができる制度であり、建築物の高さの制限をすることはできない制度ですが、優れた環境を保全するために全景のバランスを取る必要があることは認識しています。建築物の高さの制限については景観地区や地区計画の制度を活用することで各地域に望ましいまちづくりを行っていくものと考えております。

資料12ページからは朝日ヶ丘町地区緑の保全地区に係る2名の意見書を記載しております。

1人目の方からは

「緑の保全地区制度の趣旨は理解できますが、下記の点を明らかにした上で、土地所有者へ理解協力を要請すべきだと考えます。よって、現行のままでの指定には、本書をもって反対の意思を表明いたします。

- 1 保全地区に指定する際の基準が不透明である。
- 2 私有地の利用は法令による規制を除き、個人の自由、言い換えると、嗜好の問題である。庭木に愛着を持つ者、芝生を好む者、草花栽培に勤しむ者など様々である。また、「緑ゆたかなまち」にするのに、樹木ならよいが、芝生・草花だけでは不十分だとする理由は見当たらない。
- 3 現時点においては「緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている」地区を構成するような緑地面積の広い宅地であっても、個人の事情変化にともない、樹木の維持管理が手に負えなくなることもある。そのような場合に、個人の事情が考慮されるような措置がなければ、保全区域指定は個人に負担を強いるだけで、行政が個人宅の樹木の本数にまで口をはさむ権限を持つための制度でしかない。」

という意見をいただいております。この意見につきましては

- ・指定する際の基準について

指定する区域は第1種低層住居専用地域のうち風致地区に指定されていない地区とし、緑化基準は緑地率と植栽基準を数値で定めており、基準は明らかにしているものと考えます。

・緑化基準を定めることについては

芝や草花は樹木に比べ緑量を継続的に保たれる可能性が低いことから、建築行為時に一定規模以上の樹木を植樹し、将来的にも一定の緑を継続的に保つことが確保されるよう植栽基準を設けるものであります。また、植栽基準では高木がそぐわない敷地であれば中木と低木のみで植樹することも可能としていることから、全体的な植栽計画の中で樹種の選択ができる基準となっており、各個人の趣向が制限されるということはないと考えます。

・個人の事情が考慮されるような措置がなく、個人に負担を強いることについては

指定予定の地区の現状として、風致地区に隣接しているものの明らかな差は見られないことからほとんどの敷地が基準案以上の緑化は図られている状況にあり、個人に過剰な負担を強いる基準ではないと考えます。また、個人の負担に対しては先に述べましたように緑の基本計画に基づき市民等が緑化を推進していけるよう助成制度を拡充することで対応したいと考えております。

今回の緑の保全地区の指定にあたっては地区の権利者のアンケート調査を行い権利者の意向と現在の緑化状況を確認し、それらを反映させた緑化基準としています。

資料13ページにある2人目の方の意見として

「緑の保全地区の指定理由として計画書(案)には、「当地区は、本市を代表する住宅地であり、第3種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。」と記載されている。この計画には賛成であり、緑ゆたかな優れた環境の保全のため官民挙げての努力が求められることは充分理解できる。

この度の緑の保全地区の指定(案)の一つである朝日ヶ丘町地区の中心には、芦屋霊園への参道である「さくら参道」が通っている。芦屋市のホームページではさくら参道の説明として「圧巻なのは、桜の季節。満開の桜が道の両側に続き、見事な桜のトンネルとなる坂道。」と記載されている。しかし、最近その桜の木の痛みが激しい。が、実際には規制は守られず、運送会社や建築用重機が通行し著しく桜を傷つけている。また、電線が桜の木の中を通っており、景観を悪くしている。

そこで下記の2点を提案する。

提案1. さくら参道の南橋に高さ制限ガードを設置する

前述したようにさくら参道は大型車の通行が禁止されているが、ほとんど警察による取り締まりはなされていない。道路管理者による高さ制限を設けて、桜を守るべきである。

提案2. 電柱を地中化する

さくら参道では桜の枝の中を、関西電力、NTT、ジェイコム、ケイオプティコム等の電線が通っており景観がすこぶる悪い。山手幹線や本通り商店街は電線の地中化がなされ景観が飛躍的に良くなっている。

都市環境部街路課街路担当では「道路上の電柱は、歩行者等の安全かつ円滑な通行の妨げになっているだけでなく景観上の支障になっている。また、電柱の倒壊や電線の切断は、人命や家屋に被害を引き起こす恐れがあり、安定した供給も確保できなくなる。このような課題に対処していくため、事業に合わせて電線類の地中化を図っている。」とのことであるが、さくら参道

の景観を守るために電線の地中化を早期に図るべきである。

官民協力して本市を代表する住宅地の緑ゆたかな優れた環境を保全するべきであり民では今回の制限を設ける一方、官では上記二つの提案を実行すべきであると考える。

という意見をいただいております。

この意見にある提案について道路管理者に報告すると共にさくらの木の管理を行う公園緑地課に合わせて報告をしております。

公園緑地課は今後も適正な管理をしていくとしております。道路管理者からはさくら参道は公安委員会から大型車通行禁止規制されている路線であり、物理的にその他の規制を行うことは難しいと考え、違反車両対策については、芦屋警察署と連携を図り、取締りの実施を要望していくこと。また、既成道路を地中化することは、多大な事業費が生じることから難しいと思われることを確認しております。

以上が意見書の内容と意見に対する市の考えでございます。

住民の理解と協力を得て「緑の保全地区の指定」を実効のあるものとなるよう積極的に周知、啓発活動を行う必要があります。また他の制度とも合わせて活用し望ましいまちづくりを行っていく必要があると考えておりますが、この案で緑の保全地区の指定を行うことに支障はないものと考えております。

最後に緑の保全地区の指定に向けたスケジュールでございますが、本日の審議会の諮問での答申を受けました後、事前に広報等で指定のお知らせを行い、周知期間をとった後に指定をしたいと考えております。

- 東主幹 前回の事前説明のときに林委員のほうから、屋上緑化と壁面緑化が、緑地の対象となっていないという点と、狭い敷地を対象外としている点についてご意見をいただいております。たとえ少ない部分であっても緑化をしたことに対して何かアドバンテージがあったほうがいいのでは、この緑の保全地区の制度以外でも何かそういった制度が活用できないものかというご意見でございました。

これについては、今年度で神戸製鋼からの緑化助成金が終了しますが、来年度から市の独自予算で助成金制度を行うべく、現在、緑化事業助成金交付要綱を検討中です。最終確定ではありませんが、大きな方向性の確認はとれており、市の施策であるこの緑の保全地区や芦屋川の景観地区に関する緑地に対する優先枠を運用の中で確保することが概ね確認できております。また屋上緑化や壁面緑化についてもこの助成の対象とさせていただく予定です。別の制度ではないかもしれませんが、助成という形で小さい敷地での緑化や屋上緑化、壁面緑化を支援することで、市としての役割を一定に担うという方向性が出ておりますので、ご報告させていただきます。

- 盛岡会長：ありがとうございます。今、資料の説明に続いて、前回会議での林委員のご質問に対する回答を披露いただきましたが、それ以外に何か説明がございますか。
- 東主幹：それ以外の部分については、ご納得いただけているかどうかは別ですが、前回のやりとりの中で、一定のご回答をさせていただいているかと思えます。
- 盛岡会長：では、その部分を再度ご議論いただくのもありということで、まず、一件一件議論するより、全体としてある程度ご意見を伺った後、それぞれの地区について、答申をまとめるという方向でいかがでしょうか。市民意見書などを見ながら意見交換していただければと思います。
- 竹内委員：1つ質問させていただきます。先ほども説明がありましたが、既に指定されている2

地区については、規制は守られているのでしょうか。現状はどうでしょうか。

○盛岡会長：指定地区内において開発関係に何か変更があったとか、或いは既存住宅の緑化が進んだということがあるのか、など変化に関する情報ということですね。いかがでしょう。

○柴田技師：平成21年10月1日に2地区の指定を行いまして、今までに届出がありましたのは、昨年度6件、今年度4件となっております。今のところ完了届が出ている物件はありませんので、その後の追跡調査はまだ行っておりませんが…。

○盛岡会長：完了届けが出ていないのですか。

○柴田技師：まだ、完了していない物件も中にはあると思われます。

○盛岡会長：完了届出が出ていないのと、完了しているがフォローできていないのでは意味合いが違いますね。

○柴田技師：届出は求めておりますが、まだ出てきていないということです。

○盛岡会長：求めているがまだ出ていない？10件とも？それは、計画書の段階と完了届出の段階があって、計画書は出ているけれども完了届が出ていないということですね。

○柴田技師：まず着手以前に、設計をする段階で計画書の届出をしていただき、その中で我々が必要な緑化についての確認を行い、相談指導等も行います。そしてそのとおりに建築行為が終了し、植栽も含め外構部分も完了したら、写真とともに完了届を出していただくという制度になっております。まだ植栽の完成にまで至っていない物件もあるかと思われ、全てが完了しているとはいえないかもしれませんが…。

指定後、1年がたちましたので、今後状況に応じて現地の追跡調査をしていく必要があるかなと考えております。

○竹内委員：お尋ねをしたのは、実効性がある制度でないと、あまり意味がないのではないかと思うからです。例えば、何年以内という制限を設けないと、やります、やりますというだけでずっとやらないということも考えられますので。

○東主幹：いわば上乘せの規定で、条例上罰則もありません。完了届の提出は義務付けておりますが、基本的には竣工検査のことまではやることになっておりません。

とはいえ、せっかく作った制度ですので、実効があがるような確認行為は、所管としてやっていきたいと思えます。

○盛岡会長：直接の所管はどこになるのですか。

○東主幹：私のところです。

○盛岡会長：完了届の様式というのがありますか。

○東主幹：ございます。

○盛岡会長：今手元にありますか。

○東主幹：いえ、今ここには持ってきておりませんが。

○盛岡会長：その様式には、写真を添付のうえ、完了後は速やかに提出するという旨の記載がしてあるわけですね。

○東主幹：はい。そうです。

○盛岡会長：ではそれが実行されていないということですね。

○竹内委員：現場を確認されていないので、出来ているが届出が遅れているだけなのか、推測の域を出ないということですね。

- 東主幹：ほとんどが新築ですので、完成までには一定の期間を要するとは思いますが、建物が出来ても外構はまだということも考えられますし…。いずれにしても今後、確認行為をしていきたいと思えます。
- 盛岡会長：他にご意見はいかがですか。
- 徳田委員：山手東地区についてですが、この中に山手小学校が含まれています。山手小学校の緑化率は現在何%ですか。20%確保できているのですか。
- 東主幹：現状は確認できていません。
- 徳田委員：エリアに入っている以上、20%を確保できる見込みがあるのですか。
- 東主幹：既に緑化率30%の風致地区につきましても、学校園が入っているケースがあります。一番問題となるのはグラウンドの取扱いですが、グラウンドについても全て30%なりの割合で緑化をするのかということについては、一定の方針がございますので、それを準用して運用したいと考えています。
- 徳田委員：そのような適用除外的な形になるなら、初めから山手小学校を対象地域から外しておくとか、逆に尼崎市の成文小学校のように、緑地率の高い小学校も他市では見受けられますので、そのようなものを目指してしていくのか、そこをはっきり踏まえられたほうがよいと思えます。
- 東主幹：先ほどもご説明しましたが、既に風致地区の中に学校園が入っているケースもありますので、その運用を準用するのが妥当かと考えております。
- ただ、我々としても、もちろんストレートに20%確保できるものであれば、そうしていただきたいと思えますので、あえてルールとしてグラウンドを外すという扱いにするのではなく、風致地区と同じような運用をしながら、より今回の緑の保全地区の率に近づけるような、よりよい方策を考えていきたいと考えています。
- 徳田委員：ちょっと分かりにくかったので確認ですが、では、グラウンドの除いた残りの敷地に対して20%の緑化をするということですか。
- 東主幹：というような運用もしております、ということです。
- 盛岡会長：グラウンドを除いて、それ以外のところで20%確保というのは、ちょっと違うのではないですか。そんな運用は都市計画の考え方としては、通用しないでしょう。そうではなく、グラウンド自体はオープンスペースとして活用し、一部は芝生化するなどの方法を検討して、グラウンドも緑地の一部としてカウントするというなら分かりますが、グラウンド部分だけを敷地の外へ出すということは考えられないでしょう。一筆の土地の中で、ここは対象外という論理はあり得ますか。
- 徳田委員：もしそうなら、そのことを初めに盛り込んでおくべきではないですか。民間のかたにこれだけのものを促すわけですから、公共の使命を果たす市としても、それだけの努力が見えないとなかなか市民のかたの理解が得られないと思えます。
- 東主幹：先行しているルールである風致地区の有り様としてそういう運用がありますので、それを参考にしたいと考えています。風致地区においては、10平方メートルにつき、高木1本及び中木2本という基準がありますが、グラウンドを緑化するに当たっては、除外するとか、壁面緑化・屋上緑化等の緑化に対する努力を総合的に判断して運用している部分もありますので、基本的にはその考え方を踏襲できればよいと考えております。
- もちろん、物理的に全体を見て、20%の緑化ができる方策があるということなら、それに向

けて指導いたしますが、施設の大きさや、敷地的と建物の関係で、どうしても余地がないということであれば、そういう運用をせざるを得ないのかなと思います。

○盛岡会長：すでにそういう考え方があるということですね。

○津久井委員：前回、岩園町を指定したときは、岩園小学校は対象地域から外れていました。今回の指定の中であえて山手小学校を入れたということは、このような戦略を持っているとか、このように緑化を進めたいとか、そういうアピールがないと説明がつかないのではないかと思います。

今のお話だと、現状の風致基準があるので、特に何もしないというふうに聞こえましたのでお尋ねするのですが。

それからもう1点、先ほど、「壁面や屋上の緑化についても」という一言を言われましたが、今回の指定とは違う分野になるでしょうが、今後そういうこともするというご予定があるならば、それを積極的に明言されたら、市民のかたは理解しやすいのではないかと思います。

○東主幹：前回の指定地域に岩園小学校が入っていないことにつきましては、考え方のベースにあります第1種低層住居専用地域で風致地区に入っていないエリアを緑の保全地区に指定するということから外れているからです。岩園小学校は第1種中高層住居専用地域になっておりますので、そもそも対象から外れているということになります。今回の山手小学校については、第1種低層住居専用地域ですので対象になるという、単純にそういう取扱いをさせていただいております。

繰り返しになりますが、小学校等については、県の条例である風致地区の指定の中での取扱いに準じ、その運用の幅の中で、さらによりよい緑化になるよう努力をしております。あえて、グラウンドを外すと、そういったことを掲げずに運用で対応したほうが、より緑地の確保という点で、現実に即した対応ができるものと考えております。

○盛岡会長：もう一度、事実関係を確認しておきますが、現在の県の風致地区の運用においては、学校のグラウンド部分を外して、残りの部分をベースとなる敷地、いわば準敷地とみなして、それに対して30%の緑化を確保するということですね。

また、高木の規定についても、残りの準敷地の部分に対して、高木の割合を考えるという理解でよろしいですね。そういう運用をされているのですね。

○東主幹：そのように聞いております。

○盛岡会長：ほかにご意見はいかがでしょうか。

○徳田委員：議会としても学校の芝生化ということについては、過去から相当多数の意見が出ています。今回の指定に当たり、そういったことについての話はなかったのですか。また、教育委員会、現場の方からもそのような話は出なかったのですか。

○東主幹：グラウンドの芝生化というのは、緑地確保という視点も一定あるでしょうが、また別の意味合いでのご要望もあるかと思えます。これについては、今回とは別の議論として整理ができた時点で、実行することになるかと思えます。

緑の保全地区の考え方としましては、先ほども申し上げたように風致地区の運用に準じて考えていきたいと思いますが、ただ個別具体の検討の中で、20%の緑地が確保できそうであれば、確保する形での指導をしていきたいと考えております。

○幣原委員：本格的に芦屋市全体の緑化を進めるためには、民地の緑が多いゆえに、民間のかたにご協力いただくにはどうすればよいか、という視点を常に持つておく必要があると思います。今、

山手小学校のご説明を聞いていると、行政のサイドにあるものについて、「～ように努めていきたい」などの表現があるようでは、それを聞かれた市民のかたはどう思うでしょうか。せっかく協力しようと思ってくださっても、行政のほうは出来たり出来なかつたりということであれば、本当に100%の協力をしようという気持ちになられるでしょうか。まず行政が範を示すというか、するならするとしっかり決めないといけないのでないかと思います。

また学校の芝生化については、教育委員会のほうで音頭をとって進められるのですが、縦割行政と批判を受けないように、教育委員会と関係部署はよく連携をとって、今後、話を進めていっていただきたいと思います。教育委員会でも芝生化については前向きに検討いただいていると思いますので、よくご相談をいただいて進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○砂田参事：学校園の芝生化については、いろいろなトライアルを重ねながら、今幼稚園について、教育委員会で検討していただいています。姿勢としては、芝生化をしたいという方向の中で、技術的なものをどうやって解決していくかということ検討をされているところです。教育委員会のほうもそういう姿勢を持っていますので、私どもも教育委員会と学校、今回でいえば山手小学校と、芝生化になるのかどういふ方向になるかは分かりませんが、緑化を進めていく協議をしていきたいと思います。

○幣原委員：もう1点、縦覧の意見書の内容についてですが、これを拝見しますと、緑化には協力したい、それについては反対するものではない、ただ民間であるがゆえにいろいろな事情が生じてくることがある、その場合にできる限り協力をしようと思っているところに対しては、市も助成なり、支援をご検討ください、という意見が全体として多いのかなというふうに理解いたしました。

先ほど神戸製鋼の緑化助成金が今年度で終わるので、来年度以降市としての助成金の要綱を検討しているというお話がありましたが、そういったニーズがあるということは、この意見の結果を見ても感じるところです。できるだけ広く、やろうという気持ちを起こしていただける方を、なるべく多く発掘できるような形で新しい助成金のシステムを考えていただけたらと思います。

また助成金として公費を使うことになれば、当然、施工完了時に一定の調査が入ることになると思いますので、完了を確認して、きちんと管理ができるよう体制も強化していただきたいと思います。そういった視点も入れて新しいシステムを検討してほしいということを要望として申し上げます。

○盛岡会長：今いくつかのご質問があり、事務局からお答えをいただきましたが、それに対する再度のご質問でも結構ですし、また別の観点からのご意見でも結構です。何かございますか。

○津久井委員：前回の議事録を見ますと、屋上緑化や壁面緑化についても、緑地として換算できないかという議論があり、それはしないということで、私としてはそれで結構かと思っています。では、屋上緑化や壁面緑化についてはどうするのかということで、先ほど、助成金の運用の中でやっていきたいというお話があったかと思いますが。

そこでお尋ねしたいのですが、現在の神戸製鋼の助成金の制度でも、屋上緑化や壁面緑化は対象となっていますが、その実績といいますか、申請がそれなりにあったかどうかについて教えてください。もし申請があまりなかったのであれば、そういうインセンティブがあまり広まっていないのか、それとも、そもそも市内でそういったことに取り組んでいる例があまりないのか、ということになりますね。

今回の指定によって、この地区の緑化は一定進むでしょうが、そこからこぼれた低木であると

か、新しい緑化についても、一方で進めていく音頭取りを市のほうでしていただかなければならないと思うのですが、せっかく助成金の制度が数年間あっても、件数があまりないということであれば、どれだけのアピール効果があったのかなと思います。

○下岡課長：神戸製鋼からの寄附金による補助金制度は、毎年300万円を使わせていただいております。年間で大体15～16件の申請がありますが、屋上緑化・壁面緑化は1割に満たない程度です。申請のほとんどは、生垣緑化、それからシンボルツリーといいまして、敷地内の道路から見えるところに木を植えるもの、そして駐車場緑化となっております。

○津久井委員：話が行ったり来たりで申し訳ないですが、そうであれば、先ほどの山手小学校についても、芝生化だけでなく、屋上緑化や壁面緑化について、検討してみるケースには値しないものでしょうか。可能性としてはどうですか。

○東主幹：当然、届出が出てきますので、その中でグラウンドを除いた部分でしかできないのか、またそれを補完する意味で屋上緑化ができないのか、グラウンドの一部を芝生化できないのか、など個別具体的に、より緑化を促進する手立ては、こちらから提案したいと考えております。そういう意味で、グラウンドを全て除くという明記をあえてしないほうがよりいいのではないかと考えています。

○盛岡会長：他にはいかがですか。

○立花副会長：コミスクで、8つの小学校を活動の場にさせてもらっています。その立場でいえば、岩園小学校は対象から外れているが、山手小学校の緑は入れるということが、市民からはとても分かりにくいと思います。我々はこういう場で論理的に説明をお聞きすれば納得できますが、一般の人から見たら、あの小学校は緑化に力を入れているのに、こちらは何もやっていないのかということに必ずなります。

特にみんなが注目する小学校に関しては、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。例えば届け出と言われたら、学校やそこで活動する市民が何か届出をすれば小学校も緑化できるのか、届け出をしなければできないのかななどと思われまます。市民に分かりやすいように、芦屋の緑化ということについて、平たい言葉で説明をお願いします。

○東主幹：緑に関しては「緑の基本計画」を策定しており、その中で公的な緑と民地の緑について、各々半分ずつ目標に向かって緑の施策を進めていこうということになっております。今は、主に民地の部分の対策として緑の保全地区についての指定をさせていただこうとするものです。その指定に当たって、第1種低層住居専用地域で風致地区に入っていないところを対象地区に定めており、たまたまその中に公共施設が入っている場合と入っていない場合があるという状況になっております。

もちろん公共施設は公共施設として別の考え方で、緑の基本計画の中で、公共施設のあり様として緑化を促進するという位置付けがありますので、風致地区や緑の保全地区に入っている、いないに関わらず、緑化に努める方向で各々協議させていただきます。

また、たとえ風致地区、緑の保全地区に入っていないくとも、大規模な建築物は住みよいまちづくり条例に規定する特定建築物に該当しますので、住みよいまちづくり条例の中で緑化の基準を満たしていかなければならないことになります。

従いまして、緑に関して、緑の保全地区の制度ですべてを網羅するというのではなく、いくつかの政策の1つとして、緑の保全地区という制度があるという位置づけでございますので、大

きなスタンスとして、公共施設が担うべき部分については、別途考え、実現してまいります。トータルのシステムの中で、公共施設が、緑化のリーダーとしてやるべきことを率先してやっていくというスタンスは間違いございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○盛岡会長：では、幣原委員にはここで退席されます。後はお任せいただくということでよろしいでしょうか。

○幣原委員：大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。(退席)

○盛岡会長：もう少し審議を続けます。いかがでしょうか。

○山崎委員：市民意見の中に維持管理の問題が結構出てきています。まず、比較的緑化の願ひをしやすいのは新築のときであって、既設のものについてなかなか難しいという問題もありますが、同時に、新築・既築を問わず、木を維持管理していくのは、本当に大変なことだという問題があります。私の家の木も害虫にやられ、そのままではもっと被害が広がるだろうということで、5～6本切ることになりました。特に高齢社会になってくると、それだけ大変な管理が、果たして「助成します」というだけで、できるのかという心配があります。若い人はそういったことに無関心ですし、高齢者は、関心はあっても身体的・経済的能力の面からどうしても難しくなってきました。

芦屋市が緑で包まれたまちになることは私としては大賛成ですが、そのためには永続性ということが必要です。時間軸で見る視点をもって、この施策を追いかける形でもいいので、何か施策を出して行っていただきたい。先ほどからお聞きしていると、お金を助成しますから、というお話しかないように思ひます。

屋上緑化に関しても、進まない理由は非常にお金がかかるからだと思ひます。とても助成金をもらったぐらいですむような金額ではありません。その基本のお金が出せる場合に、若干の助成金に加わればありがたいという話であって、それは屋上緑化を推進するだけの力には、今までなっていないかと思ひます。お金をだけではなく、どうしていけば広まっていくのかということ、施策の中でもっと柔軟に考えていただきたいと思ひます。

例えば、市民のコミュニティの協力を得るという方法もあると思ひます。まちによっては、一軒の家で維持できなくとも、街路全体で緑を豊かにしようということで、街路の中で得意な方たちが手助けをして維持している例もあります。またアメリカでは、新興住宅地の道路に必ず高木を植えていき、その代わりその木を枯らしたらあなたの責任ですよということで、そこの住民に規制をかけている例もあります。そういったことを通じて、時間軸で緑が育っていくということに対する期待を市民が持てるようにならないかなと思ひます。

その意味では助成がありますというだけでは、この意見書のご意見に対する答えにはなっていないように私は思ひます。

○東主幹：前回の指定のときにも、附帯事項としてご意見をいただきましたが、ご指摘のとおり行政として立ち遅れている部分であるかなと認識しています。今後、財政的にもそれほど歳入がふえる見込みもございませんし、地元の住民のかたの協力のもとに、各々目指すところを実現していくことは我々も考えていかなければなりません。

○山崎委員：例えば緑のパトロールのような制度、規制の側に立つのではなく、援助の側に立って、専門知識のあるかた、得意なかたにパトロールしていただいて、枯れそうな木、虫食いの木など、危なそうな木を見つけたら、そのサポートに入るというような制度はどうでしょうか。山では

既にそういった緑のボランティアの制度があると思いますが、まちの緑についてもこのようなボランティアの制度があってもいいと思います。そういった支援があれば、苦手な方も勉強しながら、自分の庭の管理はできるようになるのではないのでしょうか。緑は比較的サポートに入りやすい分野かと思いますが。

○盛岡会長：今、市民レベルで、オープンガーデンやプライベートガーデンをしておられる方々から、さらに高木にも関心を持っていただけるグループというのは、出来つつあるのでしょうか。

○東主幹：緑の基本計画の進捗状況を確認するという点について、行政内部では、私ともまちづくり担当のほか、公園緑地、都市計画、市民参画の担当課長で、どういったことができ、どういったことをすべきで、どこができているのかということについて、年2回くらい進捗を確認しようということになっています。まだ、昨年10月頃第1回を立ち上げたところですが、その中には市民参画課も入っておりますので、何ができるかということについて、今後議論していきたいと思います。

また、助成金については、来年度から市の独自予算でということを進めておりますが、所詮は、皆様のご自宅などで植栽していただく費用の一部にしか過ぎません。行政がこういったルール作りをする場合、ルールを作るから助成もセットだということになると、すべてに対応することはできません。もちろんゼロではありませんが、おのずから限界があります。基本的には、ルールを作るから助成がセット、ということではなく、アンケートにもありましたように、どうやって芦屋のまちの魅力を持続、継続するかということだと思っております。今から良くするというのではなく、既に芦屋というのは十分に魅力的な良いまちで、それがどんどん悪くなっているという危惧がある、だから何とか歯止めをかけたい、そのためのルール作りをするということだと思っております。

行政がいろいろ手立てをして無理にその方向へ持っていかうというのではなく、皆さんが市民として、よい住環境を守ろうということをやりたい、そのためのルール作りは行政でしますが、助成といういわば実弾はごくわずかしかできません、ということです。今後はご意見をいただきましたように、NPOや民間のお力などもお借りしながら、或いは各々の自覚を促すような施策をとりながら、みんなで住環境を守りましょうということについて、力を入れてやっていければと思います。

○盛岡会長：山崎委員、いかがでしょうか。今のご回答をお聞きしていると理解できたようでもあり、もう少しお話いただきたいような印象もあります。要するに、助成も必要だけれどもそれは一部だ、基本は市民自らが、とおっしゃっているわけですね。

「緑の基本計画」を策定したときには、市民の活動なり自主的な取組みを、支援していく行政の立場というものを確認してあるわけですが、その面から見て、1年間に2回会合をやるという話が先ほどありました。それはスタートだと思いますが、それをもとに緑を育てていく市民を育てていく支援というのは、市民参画課の所管になるのでしょうか、それとも緑の担当の所管でしょうか。また緑の担当としては、それに積極的に取り組むことを表明されますか。

○徳田委員：ちょっとよろしいでしょうか。私は、結局、現状は専門性に欠けるという問題点があると思っています。今回緑化基準の中に10平方メートル当たり6本以上という規定がありますが、樹種のごときはまったく書かれていません。現実、芦屋市の土壌というのはそんなに肥沃な土壌ではなく、ハナミズキ通りでも、ハナミズキを植えては枯れ、植えては枯れを繰り返していま

す。

また、最近「経年優化」という言葉があります。経年劣化ではなく、マンションなどで時間がたつにつれ優れた部分があることを言い、共用部分の樹木が大きく育つことによって、見栄えのよい緑の景観が形成されていくことなどがこれに当たります。このように、緑のことは10年、20年のスパンで考えていかなければなりません。それを考えていないから、愚かなことに建物だけでなく、樹木においてすらスクラップ・ビルドがなされているという現実があります。芦屋市内でも成長点のところを切ってしまうている樹木がたくさんあります。中には虫がついたとか、街灯の明りを遮るからとか理由のあるものもあるでしょうが、10年、20年後の先行きを想定しない、樹木の植え方とか樹種の選び方に無駄があるような気がします。

どのような制度でも、過去のことを踏まえて、より精度を高めるにはどうすればいいかを考えていく必要があると思います。10平方メートルに木を6本植えて、大きくなって木と木が干渉し合って結局間引かないといけないことになったら、これほど無駄なことはありません。樹種が違えば大きくなり具合も違います。そういったことも含めてこの制度を有効に活用するために、市のほうでこれを補強して、裏付けの部分で考えていっていただきたいということを意見として申し上げておきます。

○盛岡会長：ありがとうございます。先ほど私のほうから申し上げたことですが、市民支援型の行政行為というのは、緑を所管する課のお仕事の中に入っていると理解していいですか。

○東主幹：どういったことができるかということを考えるなかで、市民参画課がやる部分と私もやる部分があると思います。

今、芦屋市では既にいろいろな規制がありますので、今後それを増やしていくというよりは、規制はほどほどにして、市民の横のつながりとか、市民と行政のつながりという方向に重点を置いて、実践的な方策を考える局面に来ていると思います。そういった方向でやっていければと考えています。

○立花副会長：ちょっとよろしいでしょうか。先ほど緑のパトロールのお話が出ましたがそれぞれの地域には、緑のことに長けたかたが必ずおられます。その方に緑の委員になっていただいて、行政と結びつきながら、地域の中をパトロールして、気がついたことなどをまとめて行政に伝えていく、そういうパトロールのようなものができたらいいということをおっしゃっていたのでしょうか。

○盛岡会長：そういうことだと思います。行政のほうもそういったことを考えてこられなかったわけではないですね。

○立花副会長：広い市全体をパトロールというのはとても無理な話ですので、例えば自治会組織の単位など狭いエリアならどうでしょう。震災の後、自主防災組織が各町に出来たように、市が協力してそういった組織を作る支援をいただければ、その中にはきっと緑に詳しい人もおられるでしょうし、その人を中心にそういった取組みが実現できたらいいなあと思います。

○林課長：先ほど副会長がおっしゃったように、市としてもそのような取組みが過去にあり、緑化協会や都市整備公社といった、花と緑の活動を行う組織がございました。その中で、各小学校区に2名の緑化委員を委嘱して、緑化委員が地域の緑を応援するという制度を設け、定期的に勉強会や報告会を行ったりもしておりました。

その後、行革のなかで都市整備公社の廃止が決まり、我々行政職員だけでその業務がやっているのかということで議論にもなりましたが、結果的にその体制がとれなくなって、現在にいた

っております。それを補完する制度としては、緑の相談所がありますので、当面、例えば庭木の害虫の問題とか、肥料をどうすればよいかということなどのお悩みについては、相談所を活用いただいている状況です。今後、緑化委員の制度が再開できるかにつきましては、先ほど東主幹も申しましたように、公園緑地課や市民参画課などとも検討していきたいと思っております。

○立花副会長：そこで私は思うのですが、行政の組織として緑化委員や緑の相談所があるからいいということではなく、市民の力を上手に活用して、各地区に市民の自主的な組織を作っていけばいいのではないのでしょうか。市民を巻き込んで一緒にやっていくべきだと思います。

○盛岡会長：本当にそうですね。以前の緑化委員というのも市民のかたですよ。潜在的に市民の中には緑に関心をお持ちのかたもたくさんおられますし、樹木については、我々もよくご援助いただくのですが、シルバー人材センターの植栽関係のかたの中には大変詳しいかたもおられます。従って、業務とは少し離れて、地域のパトロールとかコミュニケーションの中核となっていただける可能性のある方はたくさんいらっしゃると思います。その方々をどう応援するかが市の皆さんの仕事だということ意識していただきたい。

昨日でしたか、地域防災について、職員が減った中で、行政はどちらかというと防災拠点の運営に注力し、第一次避難所については地域で運営できるようにしているということが全国ニュースで出ていましたね。少ない行政職員が、今後あらゆる分野を継続して、持続可能な形でやっていかなければならない。そのときに市民との連携協力の部分には、まさに総合力が必要となります。それぞれごとにやっていくのではなく地域でやっていかなければならない。防災ということも、緑についても一緒に取り上げていくようなスタイルが必要ではないかと思っております。それは望んでおきます。

皆さん他にいかがですか。

○高橋委員：敷地に関しては特に意見はありませんが、植栽する樹木について基準を設けるということは、費用の面、維持管理の面、また安全面においては、逆に樹木がないほうがよいという部分もあるので、私はどうなのかと思っています。前回の指定地区の諮問のときには、この基準も入った状態で指定されたということですので、それとのバランスもあるのですが、私としては、今回はこの樹木に関する基準の部分は、条例の中に入れるのではなく、推奨基準くらいにとどめておいたらどうかと思います。そういうスタンスにしておかないと、今後いろいろなことを進めていくうえで、かえってこの基準が足かせになるのではないかと、そんな基準があるならうちはやりませんよというようなケースが出てくるのではないかと思います。

○盛岡会長：ありがとうございます。規制行為というのは、10年、20年たつとどういう経過それが制定されたのか、その過程にいろいろな議論があっても、結局、基準だけが残ってしまうということがあります。そしてそれを機械的に運用されてしまうと、非常に迷惑をかけるということになります。10年後、20年後にこの基準だけを見たときに堪えられるかという心配は少しあります。

○東主幹：風致地区においては、高木1本と中木2本が最低必要ですが、今回の緑の保全地区は高木1本「又は」中木2本という基準ですので、中木2本と低木で構成していただいても構いません。従いまして、費用面においても木の根付等の心配の面においても、それほど過度の規制にはなっていないと思っております。ただ、低木ばかりでいいかということになると、見栄えの面もごございますのでやはり中木は植えていただきたいと思っておりますが、ご心配いただいているように

それが足かせになって身動きできないというほどの過度な規制にはなっていないと考えております。

何度も申し上げますが、ベースになっておりますのは、お住まいになっているかたがたが、「昔は緑豊かで良いまちだったのに、この頃緑がどんどん減っていつている。それを何とかしたい」という思いをお持ちで、アンケートにも実際、そういったご意見が多くございました。それについては皆さんに、少なくとも最低基準の部分は応分の負担をしていただいて、皆で一緒になってまちの緑を守っていく、そのためのシステム作りをするのが行政の立場だと思っておりますので、過度にならない範囲での規制ということでさせていただいております。

- 高橋委員：私もある一定の基準を設けることに反対しているわけではなく、当初からそこまで入れるのはどうかと思っております。今後10年、20年かけて運用し、よりよい形を見つけていくなかで、そういった基準を設けていくことには賛成ですが、最初から基準まで決めてしまうことが、今後、よい形を考えていくうえでの足かせにならないかと思うのです。とりあえず率を決めておいて、今後運用していくなかで、やはりこういう基準が必要であるとか、こういうルールがあるほうが、皆が守りやすいとかいうことで進めていったほうがいいのではないかと思います。
- 盛岡会長：ありがとうございます。緑化基準を定めた場合、実際の宅地との関係で、趣旨をいながら協議の中で運用していくという実態があれば、それはそれでいいという考えもあるかと思いますが、それを確認するのが、1年少し前に先行している2地区がどのように実際出来ているかという実態把握だと思います。この部分が、まだよく分からないという行政のスタンスは、信頼性という意味で少し心配です。これだけのことを試みたわけですから、その狙いが達成できているかどうかについては、本当にセンシティブにウオッチしています、完了届が出ていなくとも現場に行って確認していますという姿勢があって、初めて市民も市に対する信頼が持ち得るのではないのでしょうか。
- 津久井委員：私も会長のおっしゃるとおりだと思います。私もこの諮問の内容についてはこれでいいと思っておりますし、ぜひ進めていただきたいと思っております。

ところが、先ほどからいろいろ意見が出ているのは、むしろそれ以外の部分に対する質問で、それに対するお答えがしませんとかこれからですというふうに聞こえてしまうので議論が続くのだと思います。会長がおっしゃるように、先行している地区ではこれだけの実績がありますということをお示しいただければ、文句なしで、じゃあ2年目もいきましょう、と判断できるのですが…。つまり過去の実績もなければ、今後についても何をどうするか、今は分からないということなので、我々も非常に心配をしてしまうのです。

この基準自体については恐らく異論はないと思いますので、行政のほうで、この趣旨を実現する行動なりを示していただいたら、これに乗れるのではと思います。先ほどから小学校の芝生化の話とか、地域の市民活動の支援とか、助成で賄いきれない部分をどうするか、いろいろ提案が出たわけですが、それについて、これからやっていきますというすっきりした回答をいただければ進みやすいと思います。それを附帯決議にまですようとは、私は思いませんが、こういう取組みを次の審議会までには提案しますというようなことを言ういただければ、賛同できると思います。

それからもう1点、これは今回の審議には直接関係がない話かもしれませんが、私は緑化を進めるなら、マンションをもっと厳しくするべきだと思っております。行政ができることはルール

作りだとききほどおっしゃいました。私もお金を出すことよりルール作りが大切だということには賛成です。肝心のマンションの規制については、地区計画でやっていただく、ということですが、例えば緑の保全地区に指定されたところについては、地区計画を作るための呼びかけを市のほうで後押しをされたらどうかと思います。今、実際に都市計画決定されているのは、ほぼ山手幹線の通ったところだけですね？翠ヶ丘、月若、三条南ですから、道路が通った機会に皆さんでやりましょうということで、地区計画を作られたのだと思うのですが、同様に、せつかくですから緑の保全地区の指定をきっかけに、緑の知識がある人を中心に、緑化を目的とした地区計画を考えるような呼びかけを行政のほうでされてはどうでしょうか。そういう、ここに書かれていないことも市として取組みます、そのプランを次回の審議会までに考えてみます、というふうに言っていたけるとよいのにとおもいます。

- 山崎委員：私も早くやってほしいという思いはあります。もう待ってられないというほど緑が失われていますので、少なくとも、新築住宅からでもいいからこれが生きてくればと思っています。いろいろ申し上げているのは、やりっぱなしではだめということで、制度自体は一日も早くスタートしてほしいと思います。少なくともこの規制がかかっているということは、本人が守る、守らないという倫理的な問題は別として、こういう規制が認められたまちだという共有意識を皆が持つことは非常に大切だと思います。

それから、私もマンションが建っている場所ほど緑を壊しているところはないと思います。1軒の家を潰して、そこにあった多くの緑を壊してマンションが建つ、そこが中高層住居専用地域であるが故にそれが認められるというのは、なんとか規制ができないものかと思います。そこは個人の敷地ですが、業者が入っているので、プランを変えさせることなどで規制をする方法はあるのではないのでしょうか。第1種低層地域だけを対象とするのではなくて、中高層地域についても道路から見て統一感のあるものを作る、そのための一番良い素材は緑ですので、例えば1戸建がマンションになるとときには、緑の確保について、何らかの規制をするということを今後考えていっていただきたいと思います。

- 盛岡会長：今お2人が発言された中で、マンションの建設に伴い緑が失われていくということに関してですが、手法的にいて、緑の保全地区は風致地区から展開された概念なので、その地域内のすべての宅地に一応、一定の網を被せるという考え方ですね。ところが、都市計画の枠組みで言えば、中高層のゾーニングのところに中高層の建物を建てること自体は何も問題もない。ただ、これを景観や緑の視点から見た場合に、特に大きな宅地については、より高い、望ましい水準が出来るかという問題ですね。それは、この緑の保全地区の手法とは異なるものとなるのですが、それは何かお持ちですか。

- 東主幹：すでに、住みよいまちづくり条例の中で、特定建築物についての緑化の規定がございます。

- 盛岡会長：それは緑を守るという観点から見たときに、実態としてマンションの開発の前後で、緑の量は相当劣化しているのですか。それともその条例で指定されたものについては、少なくとも20%の緑地、或いは高木はある程度確保されているのですか。その実態の認識はいかがですか。

- 東主幹：ある程度は確保されています。ただ芦屋の場合、しかもマンションにするような一定規模以上の敷地の場合は、そもそも緑が多い、いわば杜のようなお宅ですので、

それをマンションにした場合、前後で比べればどうしても緑は減ります。ただもう1つのマンション化の発意として、小さい敷地を共同建替でマンションにするというケースもあります。この場合は緑は増えますので、マンション化イコール緑が減るということではないのですが、芦屋の場合は往々にして減る傾向にあるということです。

- 山崎委員：今は芦屋の問題を話しているのだから、よそのことをお聞きしているわけではないです。圧倒的に芦屋の場合は緑が減っているケースですから。
- 盛岡会長：今言われたその規制では、500平方メートル以上の敷地で、緑地が20%以上というのは、十分満たされているんですよね。
- 東主幹：中高層地域で、敷地全体の20%、一種低層地域では30%です。
- 盛岡会長：高木等についての基準も、これに準ずるものとなっていますか。
- 東主幹：それよりも厳しい基準です。
- 盛岡会長：では住みよいまちづくり条例の中で、大規模なものは特定建築物として規制しており、この緑の保全地区でいうところの緑化基準相当の規制はしているということですね。
- 東主幹：はい。それを超える規制になっています。
- 盛岡会長：けれども、お屋敷街でもともと50%程度の緑量があったところは、マンション等になったときに、20%、30%の基準を満たしていても、前後で比べると緑が少なくなってしまう、市民の目線というところが悪くなったと評価されてしまうということですね。山崎委員がおっしゃっておられるのもそういう現象ですか。
- 山崎委員：まずはどこに緑が確保されているかという問題もありますね。基準を満たして、そこに住んでいるかたから見れば緑が確保されているかもしれませんが、景観としてどうかという点、緑は市民が持っていた財産だという観点から見たらどうかなのなと私は思います。それから、明らかに一戸建てとマンションでは建物の高さが違います。一戸建ての屋根の高さは、いずれ木が育てば追いかけてくる高さですが、マンションのような高い建物では、3mの高木を植栽しても壁面を飾っている程度にしか見えません。
例えば、西宮市がやっている、間口を緑化するとか道路に面したところを緑化するというやり方は、私もなるほどと思ったところですが、ただ日当たりの問題もありますので、必ずしも間口だけを緑化するというのが適当でない場合もあるでしょうが…。もう少し、市民と緑を共有するという視点がマンション業者のほうにもあってもいいと思います。
- 砂田参事：緑化に対してはいろいろな目線があると思います。また我々行政側も緑化にかかる規制、基準を設けるにあたって、各々の条例、規則が持っている、それぞれの性格があります。今、山崎委員さんが言われたように、道路側から景観として見ているかたにとっては外から見えるところに緑があったほうがいいと思われるでしょうし、マンションの隣接地のかたにとっては、自宅とマンションの間に緩衝地としての緑があったほうがよいと思われるでしょう。それぞれの思いがあると思います。それを各々の条例等がもっている性格を上手く活用しながら、トータルとして、それぞれのかたの思いを実現に近づけることができればと思っています。住みよいまちづくり条例側では、本当は道路側が広くとればよいのですが、建物の周囲に緑化をするような制限をしております。また、今回芦屋川南の景観に関して作ったルールでは、道路側のほう、芦屋川沿いのほうの緑を増やすような規制をしております。そういういろいろな法律、条例が持っている性格を組み合わせながら、トータルで少しずつでも緑を増やそうということで、行政内部で

も都市計画部門だけでなく、いろいろな部署と連携、協力しながら考えていっているところです。その基本は、緑の基本計画の中で、市民と市が協働してやっていくこととか、また別の視点としては、早くやるべきこと、継続してやること、それから長期的なスパンでやるものが挙げられています。やらないといけないことはたくさんありますが、今回の緑の保全地区の指定は、その中で早期に取り組むことというメニューに上がっているもので、我々としてはこれを早期に進め、緑の基本計画を少しでも前に進めていきたいと考えております。

○盛岡会長：資料の意見書のところにあります「市の考え方」というのは、こういった形で市民のかたに伝わるのですか。

○東会長：意見書をいただいた方に対して個別に回答するということはしておりません。

この審議会での議事録或いは資料という形で公にされますので、その中でお伝えすることになります。

○盛岡会長：スペースの問題もあると思いますが、丁寧な説明の仕方をより工夫していただける余地はありますか。賛成のご意見のかたに対しては、市の考え方もこのとおりにかと思いますが、厳しいご意見のかた、反対とはっきり書いておられるかたに対しては、例えば「基準は明らかにしているものとする」という表現ではなく、明らかにされているのであっても、改めて基準を示してご理解を求めるとか、もう少し行間を丁寧に説明されるほうがよいと思います。これは事務局にお任せしますが。

○東主幹：今後、留意してまいります。また先ほど指摘をいただきました、制度を作ったあとの現況の確認につきましては、次回の審議会の中で、完了していると思われるものについては報告させていただきますと思います。

○盛岡会長：ではそのようにご回答もいただいたので、この諮問に対する答申といたしまして、緑の保全地区、3地区に関する指定については賛同するという事で、議決してよろしいでしょうか。（各委員同意） ありがとうございます。

また、特に附帯事項として意見はつけませんが、先ほどから委員各位が提案されたことについて、事務局として次回審議会に向けて、具体的にどのように取り組むかを表明する準備を、誠意を持って行っていただくということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。（各委員同意） では本日の審議については、これで終了させていただきます。

（４） その他

○盛岡会長：これは審議の中身ではないのですが、一点要望をしておきます。

私たち委員も大部分のかたが緑に関する内容について熟知しておられますが、行政のかたと比べると、施策の全貌に対する理解としては、ごく一部だと思います。その点を考慮のうえ、資料の作り方に工夫をお願いします。本日の会議の中でも、緑に関する全体としての取組みの話が出ました。これらを文書で表現するのではなく、図を用いて、どういう制度がどこをカバーしているのかということ、分かりやすく表現してほしいと思います。

芦屋市では、包括的に地域全体をカバーするものとして、住みよいまちづくり条例が一番上位にありますね、それから、緑ゆたかな美しいまちづくり条例と緑の基本計画があります。そして、景観条例に基づく地域指定と特別地区の指定などがあり、これらは重なっておりながら、重なっていない部分もあります。また、都市計画上の地区計画の制度もあり、緑化協定なども制度上は

あると思います。

そういう制度の中身が、一括して見られるような模式図をぜひ一度作ってみたいと思います。そして出来れば、緑を育てていく側面と、維持管理をする側面の二つに分けて、断面ごとに分かるようにつくっていただくと、私たちにとって参考になるだけでなく、行政間のコミュニケーションをする上でも有効でしょうし、市民にとっても財産となります。

今、行政はさまざまな手法を使って規制誘導を行っておられます。その変化は日進月歩であるため、当事者は熟知しておられるでしょうが、市民にとっては分かり難いものになっていると思います。ぜひ工夫をしていただきたいということを、希望として申し上げておきます。

○砂田参事：我々は、どうしても表にしてしまう傾向がありますが、今ご指摘のように、図化して、一目で判別しやすいようなものができれば理解をしていただきやすいと思います。知恵を絞って、どういう模式図がいいのか一度考えてみて、次回に示せるように頑張りたいと思います。

○盛岡会長：よろしくお願いします。

ありがとうございました。では本日の環境審議会はこれで終了させていただきます。

以上